

令和8年3月30日

事 業 主 様

名古屋薬業健康保険組合  
業務課 052-211-2439

### 厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部改正について

日頃は、当健康保険組合の事業運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は法律により地方の時価によって厚生労働大臣が定めることとされています。

この度、厚生労働大臣が定める現物給与の価額が改正され、食事による現物給付の価額は令和8年4月1日から、住宅による現物給与の価額は令和8年10月1日より適用されることとなりましたのでお知らせいたします。同日以降に適用される資格取得届・月額変更届等の現物によるものの額につきましては、別表をご参考のうえ、届出いただきますようお願いいたします。

なお、現物給与の価額の改正につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいたしますよう、よろしく願い申し上げます。

#### <注意事項>

食事で支払われる報酬等については、現物給与に相当するもののうち、告知額の3分の2以上に相当する額を食費として徴収されている場合には、現物による食事の供与はないものとされます。

ご不明な点がございましたら、業務課までお問い合わせください。

# 令和8年4月から現物給与の価額が改正されます

報酬や賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合（現物給与）の価額は、厚生労働大臣が定めることとされています。このたび、厚生労働省告示により現物給与の価額が改正され、食事による現物給与の価額は令和8年4月1日から、住宅による現物給与の価額は令和8年10月1日より適用されることとなりましたのでお知らせします。

この現物給与の価額の改正につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようお願いいたします。

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					【R8.9.30まで】	【R8.10.1から】	その他の報酬等
	1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1月当たりの住宅の利益の額（畳一畳につき）	1人1月当たりの住宅の利益の額（総面積1平方メートルにつき）	
1 北海道	25,500	850	210	300	340	1,110	530	時 価 自 社 製 品 通 勤 定 期 券 な ど
2 青 森	24,300	810	200	280	330	1,040	460	
3 岩 手	24,600	820	210	290	320	1,110	520	
4 宮 城	24,600	820	210	290	320	1,520	680	
5 秋 田	24,600	820	210	290	320	1,110	490	
6 山 形	25,200	840	210	290	340	1,250	540	
7 福 島	24,300	810	200	280	330	1,200	540	
8 茨 城	24,300	810	200	280	330	1,340	600	
9 栃 木	24,300	810	200	280	330	1,320	590	
10 群 馬	23,700	790	200	280	310	1,280	550	
11 埼 玉	24,300	810	200	280	330	1,810	840	
12 千 葉	24,900	830	210	290	330	1,760	830	
13 東 京	25,500	850	210	300	340	2,830	1,330	
14 神 奈 川	25,200	840	210	290	340	2,150	1,010	
15 新 潟	24,600	820	210	290	320	1,360	580	
16 富 山	24,900	830	210	290	330	1,290	560	
17 石 川	25,200	840	210	290	340	1,340	580	
18 福 井	25,500	850	210	300	340	1,220	540	
19 山 梨	24,300	810	200	280	330	1,260	560	
20 長 野	23,700	790	200	280	310	1,250	560	
21 岐 阜	24,300	810	200	280	330	1,230	540	
22 静 岡	24,300	810	200	280	330	1,460	650	
23 愛 知	24,300	810	200	280	330	1,560	710	
24 三 重	24,900	830	210	290	330	1,260	580	
25 滋 賀	24,600	820	210	290	320	1,410	640	
26 京 都	25,200	840	210	290	340	1,810	830	
27 大 阪	24,600	820	210	290	320	1,780	820	
28 兵 庫	24,900	830	210	290	330	1,580	730	
29 奈 良	24,300	810	200	280	330	1,310	580	
30 和 歌 山	24,600	820	210	290	320	1,170	490	
31 鳥 取	25,500	850	210	300	340	1,190	500	
32 島 根	25,500	850	210	300	340	1,150	500	
33 岡 山	24,900	830	210	290	330	1,360	620	
34 広 島	25,200	840	210	290	340	1,410	670	
35 山 口	25,200	840	210	290	340	1,140	500	
36 徳 島	24,900	830	210	290	330	1,160	510	
37 香 川	24,900	830	210	290	330	1,210	550	
38 愛 媛	24,900	830	210	290	330	1,130	500	
39 高 知	25,200	840	210	290	340	1,130	490	
40 福 岡	24,600	820	210	290	320	1,430	670	
41 佐 賀	24,300	810	200	280	330	1,170	510	
42 長 崎	24,900	830	210	290	330	1,150	510	
43 熊 本	25,200	840	210	290	340	1,150	530	
44 大 分	24,600	820	210	290	320	1,170	530	
45 宮 崎	24,300	810	200	280	330	1,080	490	
46 鹿 児 島	24,300	810	200	280	330	1,110	470	
47 沖 縄	26,400	880	220	310	350	1,290	620	

※改正箇所は赤字・下線で表示しています。

- 住宅、食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。
- 計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。
- 健保組合では、現物給与の価額について、規約により別段の定めをしている場合があります。